

總同盟関東合同方仍組合本部負ノ指導ノ下ニ七月十日別記
待遇改善ニ関スル嘆願書ヲ提出シタルニ因ル

六 経 過

(一) 従業員室井謙吾以下三名ハ總同盟本部負白鳥広近同道ノ下
ニ七月十日午後七時社長不在ノ為メ事務山田豊方ヲ訪
問別記待遇改善ニ関スル嘆願書ヲ提出シタルニ之ヲ拒絶セ
シレタル為メ同夜直ケニ杉並区高円寺ニノ五〇 従業員室井
謙吾方ニ爭議 因本部ヲ設置スルト共ニ翌十一日朝ヨリ罷業ニ
入レリ

(二) 次ニ七月十二日午後四時總同盟本部負白鳥広近以下三名、
本部負同道ノ下ニ従業員如藤深藏以下三名ハ本社ヲ訪問
事務取締役山田 豊ト會見更ニ前同様ノ嘆願書ヲ提出スル
ト共ニ白鳥広近ヨリ
農場主任佐伯登ハ絶対ニ不適当ナル人物故同式ハ裁首ヲ希

望スル旨述フルトコロアリ之ニ対

山田事務ヨリ

極力善処スル旨回答シ約一時間ニシテ會見ヲ終レリ
(三) 更ニ七月十六日午後一時五十分ヨリ本社ニ於テ

會社側 事務取締役 山田 豊

従業員側 組合本部負 白鳥広近 以下二名

従業員 室井謙吾 以下三名

ノ労資代表會見種々折衝ニ高所懸深橋署負並チ芳方仍謀負
之カ斡旋ニ努メタル結果尤記覽書ヲ交換可滿解決セリ

記

覽 書

今般昭和植木株式會社対従業員ノ紛争ハ所懸深橋署ノ斡旋
ト芳資互讓ノ精神ニ基キ尤記條項ヲ以テ可滿解決セリ依テ
覽書普通ヲ作成シ後日ノ証トシテ当事者若一通ヲ保持ス